

扶桑町地域公共交通会議事務局規程の一部を改正する規程

扶桑町地域公共交通会議事務局規程の一部を次のように改定する。

第 3 条第 2 項中「総務部政策調整課長」を「生活安全部地域協働課長」に改め、同条第 3 項中の「総務部政策調整課」を「生活安全部地域協働課」に改める。

附 則

- 1 この規定は、承認の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

扶桑町地域公共交通会議事務局規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>扶桑町生活安全部地域協働課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>扶桑町生活安全部地域協働課</u>の職員をもって充てる。</p>	<p>(職員等)</p> <p>第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。</p> <p>2 事務局長は、<u>扶桑町総務部政策調整課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 事務局員は、<u>扶桑町総務部政策調整課</u>の職員をもって充てる。</p>